

1 事業推進の背景およびあま市自殺対策計画

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。これを受け、市では平成29年8月から関係機関・団体代表者等で構成された「自殺対策計画策定委員会」および庁内関係課担当で構成された「自殺対策計画策定作業部会」で協議・検討を重ね、平成30年3月にあま市自殺対策計画を策定しました。

計画期間は平成30年度から令和9年度まで、令和4年度において中間見直しをします。

2 あま市における自殺の現状

(1) あま市の自殺者数

あま市の平成28年から令和2年までの年間平均自殺者数は15.4人で、人口10万人対で算出した自殺死亡率は17.3となっています。この死亡率は、国より高い水準で、平成30年から減少傾向でしたが、令和2年は男性44.9で、令和元年と比較すると約3倍となり20歳から49歳の働き盛りの年代の増加が見られました。

(2) あま市自殺者の特徴

コロナ禍におけるあま市の自殺者の特徴は、年代別で見ると、80歳以上が多い状況となっています。職業別、男女別自殺割合で見ると、男性は被雇用・勤め人と学生・生徒が40%、女性の半分は、被雇用・勤め人が50%を占めています。また、原因別で見ると、健康問題が多くなっています。

3 今後取り組むべき自殺対策の重点項目 ※裏面1「国が示す自殺対策の重点施策」

次の事業・取組等は、国が示す自殺総合対策大綱に記載があり、国が強く要請しているものです。これらの事業・取組については、「あま市自殺対策計画」にも実施事業・取組として記載し、数値目標を掲げているため重点的に取り組み、令和4年度には中間見直しをします。

(1) 関係機関等との連携・ネットワークの強化

○自殺対策ネットワーク会議：平成30年度設置 3回開催（1回/年）

(2) 気づきのための人材育成

○適切な対応を図る人材を養成するためのゲートキーパー養成講座の拡大

平成30年から

一般市民3回65人、市役所職員1回406人、民生児童委員2回65人に実施

(3) 市民への普及啓発

○自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及啓発

平成30年から

長寿を祝う会2回 11,150人 健康福祉まつり2回 130人

成人式リーフレット配布1回 1,000人 街頭啓発4回 800人

(4) ハイリスク者に対するアプローチ・支援

○精神疾患・うつ病・アルコール依存症等に関する相談窓口の充実

うつ病：妊産婦にチェックリスト(エジンバラ産後うつ質問票)実施

アルコール依存症：アルコールパッチ判定 平成30年度196件 令和元年度235件実施

○高齢者のこころの健康づくりの推進

令和2年度より民生児童委員協議会の定例会に定期的に出席

○市内精神科医療機関等との連携

令和元年度1回 令和2年度1回 相談会実施

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

○市内全学校でのSOSの出し方に関する教育（授業等）の実施

令和2年度「こころの健康のために」の指導案作成

4 計画推進に向けての課題

(1) 連携・ネットワークの強化

計画に掲げる事業・取組は約140あり、その分野は保健・医療・福祉・教育・労働など幅広く、また市が単独でできる事業・取組ばかりではありません。そのため、計画推進にあたっては、市民・地域、関係機関・団体等と連携・協働するとともに、庁内では関係部局間の有機的・緊密な連携を図り、全庁的に取り組むことが必要となります。

(2) 自殺や自殺関連事象に対する正しい理解 ※裏面2「自殺の危機要因イメージ」

自殺の要因は健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。しかし、「うつ状態」になるまでには「子育ての不安」「介護疲れ」「多重債務」「事業不振」「ひきこもり」などの社会的要因・問題が潜在し、連鎖しています。そのため、対策を推進するために、職員等がこのような自殺や自殺関連事象に対する正しい理解を深めることが必要となります。

5 計画の推進体制 ※裏面3「自殺対策推進体制図」

自殺対策の推進にあたり、地域・庁内の体制を整備するため、次の組織を設置します。

○あま市自殺対策ネットワーク会議 ※年1回を予定

重点項目で上がった課題について、行政、関係機関及び団体と連携を強化し、生きるための包括的な支援を推進するとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

○あま市自殺対策推進本部 ※年1回を予定

市の自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画するよう、計画の進捗管理及び施策の調整等を行うとともに、計画に添った事業・取組を着実に推進します。

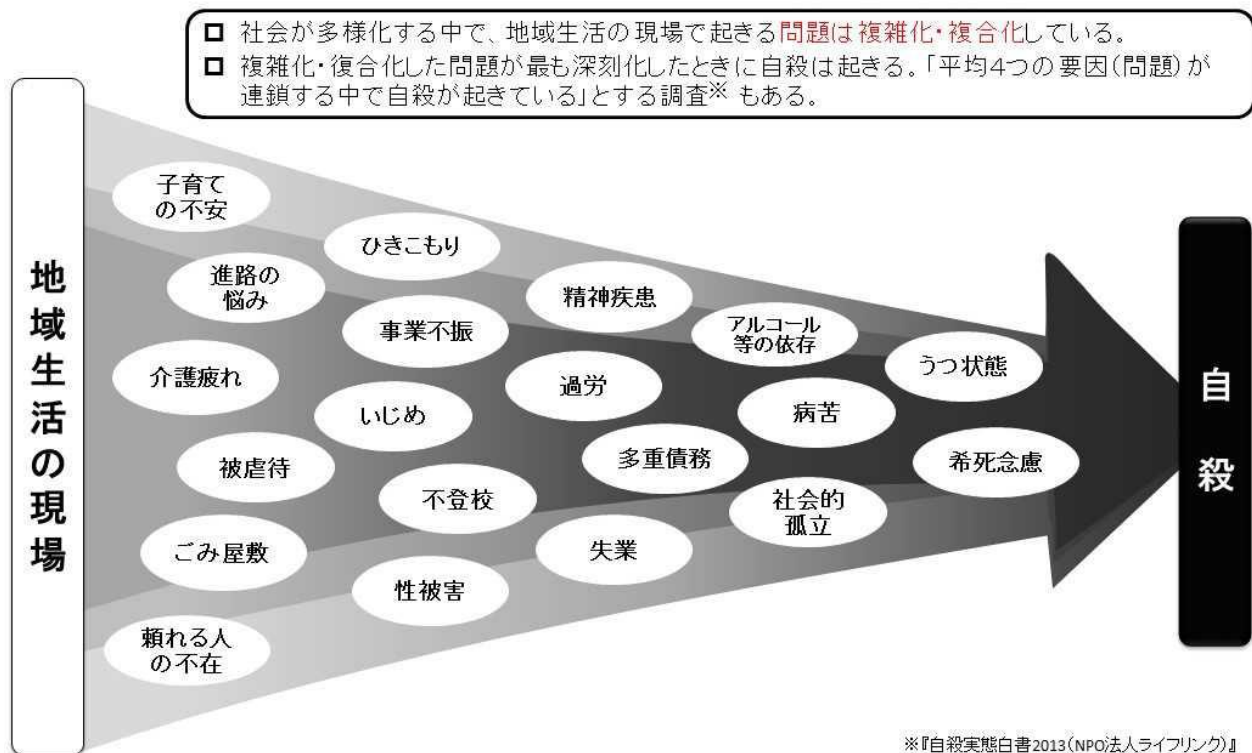
1 国が示す自殺対策の重点施策

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

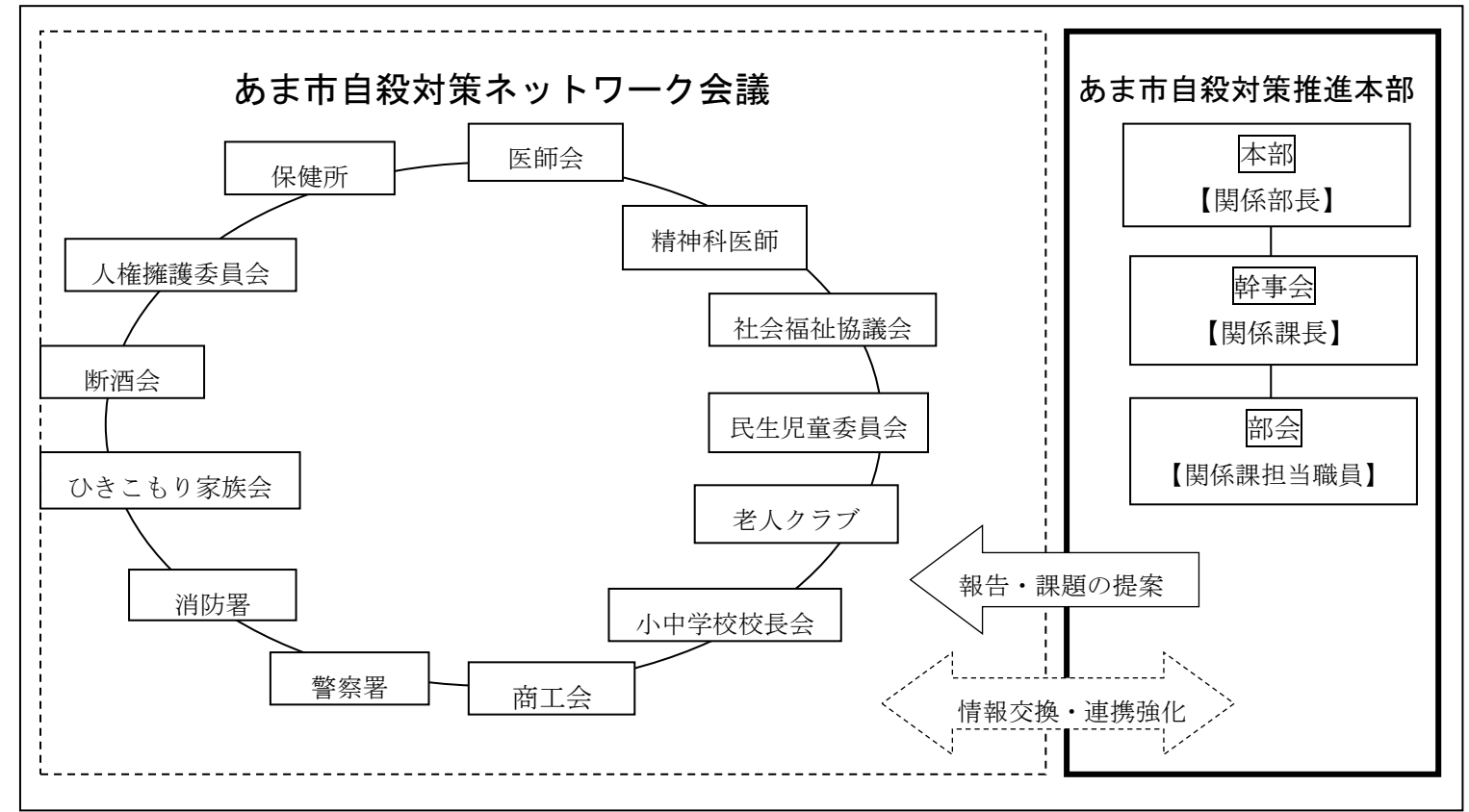
●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりよいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度) ※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 地域自殺対策推進センターへの支援 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 児童生徒の自殺対策に関する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） 先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 子ども・若者の自殺調査 死因究明制度との連携 オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療等に関する専門家などを養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進 自殺対策の連携調整を担う人材の養成 かかりつけ医の資質向上 教職員に対する普及啓発 地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ゲートキーパーの養成 家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 地域における心の健康づくり推進体制の整備 学校における心の健康づくり推進体制の整備 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT（インターネットやSNS等）の活用 ひきこもり児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 妊産婦への支援の充実 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 居場所づくりとの連携による支援 家族等の身近な支援者に対する支援 学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族の自助グループ等の運営支援 学校、職場等での事後対応の促進 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体の人材育成に対する支援 地域における連携体制の確立 民間団体の相談事業に対する支援 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを苦にした子どもの自殺の予防 学生・生徒への支援充実 SOSの出し方に関する教育の推進 子どもへの支援の充実 若者への支援の充実 若者の特性に応じた支援の充実 知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ハラスメント防止対策

2 自殺の危機要因イメージ図



3 自殺対策推進体制図



※部会は必要に応じて関係課で随時開催

4 進行管理

○計画期間中は、事業・取組についてPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ



5 今後のスケジュール及び作業(令和3年度)

○あま市自殺対策推進本部（本部・幹事会・部会）

部会で作成した進捗管理表や実務的資料等の確認をし、本部・幹事会において検討された自殺対策に関する各施策を、PDCAサイクルにより適切な進行管理のもと、実行・評価・改善を行っていきます。

○あま市自殺対策ネットワーク会議

自殺対策推進本部で上がった課題について、行政、関係機関及び団体と連携し、生きるための包括的な支援をする方法について書面にて協議、評価します。